

**令和 6 年度**  
**堺市オープンファクトリー推進事業補助金**  
**募集要領**

■ 公募開始日

令和 6 年 5 月 1 日（水）

※ 予算なくなり次第終了

■ 受付及び問合せ先

堺市産業振興局産業戦略部地域産業課

TEL : 072-228-7534

FAX : 072-228-8816

E-mail : [chisan@city.sakai.lg.jp](mailto:chisan@city.sakai.lg.jp)

# **I 制度の概要**

## **1 目的**

市内の伝統産業事業者が伝統産業の魅力を発信することで、本市の伝統産業事業者のイメージの向上及び集客による地域経済の活性化を図るため、市内の伝統産業事業者に対し、見学者及び体験者を受け入れるための環境整備にかかる経費の一部を補助します。

## **2 補助対象者**

市内に事業所を有している伝統産業事業者。

※伝統産業事業者とは、刃物、注染・和晒、線香、昆布加工（手すき昆布）の製造に携わっている事業者のことを言います。

## **3 補助対象事業**

補助対象者が本市内で以下の事業を行うための環境整備に係る費用。

ただし、同一の事業内容で他の公的機関から補助金等の資金助成を受けた場合は、補助対象から除外します。

- (1) 来場者が製造工程を見学するための事業
- (2) 来場者が製造工程等の一部体験ができるための事業
- (3) 見学者及び体験者を誘引するためのプロモーション事業

## **4 補助金額等**

補助率	補助限度額
1/2 以内	20 万円

※令和6年度予算（100万円）の範囲内での交付となるため、上限額での交付とならない場合があります。

※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満を切り捨てます。

## **5 採択審査**

受理した順に審査を行い、要件を満たした申請案件を順に採択し、予算が上限に達した時点で審査を打ち切ります。

予算額の関係上、すべての申請案件を審査できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。同日に予算額を超える申請があった場合、同日に申請された案件のみ抽選とさせていただきます。

## **6 補助対象期間**

交付決定日～令和7年3月31日

## 7 補助対象経費

補助対象経費は、次の（１）～（４）すべてに適合する経費で、以下の表に掲げる経費です。

- （１）補助事業の執行に必要と認められる経費
- （２）補助事業のみのための経費（他の事業との共用等は認められません）
- （３）支払いの発生原因が補助対象期間内にあり、同期間内に取得、支払いが完了した経費
- （４）帳票類（請求書、領収証等）によって金額等が確認できる経費

補助対象経費	内容
備品購入費	パネル、ガイド用イヤホンマイク、ウェアラブルカメラ、翻訳機器、プロジェクター、モニター、タブレット等の購入費用
広告宣伝費	チラシ作成、SNS等のプロモーション費用
委託外注費	専門家委託経費（ホームページ作成・改修、見学・体験動画等のコンテンツ製作費等）
その他の経費	上記に規定するもののほか、市長が必要と認める費用

## 8 補助対象外の経費の例（一例であり、ほかにも対象外となる場合があります）

- （１）発注書、契約書、納品書、請求書、領収証等の帳票類が不備な経費
- （２）交付決定日以前に発注や購入した備品、委託外注に係る経費
- （３）物品購入時、店舗発行のポイントカード等によるポイントを取得した場合の現金換算可能なポイント分  
※「Amazon」、「楽天市場」、「Yahoo!ショッピング」等のECサイト、家電量販店店頭やECサイトによる購入等については、ポイント付与についての証拠資料等の提出を求める場合があります。
- （４）レンタル費
- （５）送料、運搬費（レンタカー代、ガソリン代含む）、振込手数料、人件費、旅費交通費、消耗品費（コピー用紙やインク等）、保険料、通信費、水道光熱費
- （６）業務の再委託費
- （７）消費税及び地方消費税、その他諸税、収入印紙代

## 9 経費の支払方法について

原則として、口座振込による支払いのみ認めます。

- （１）他の取引と相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による支払いは、認められません。
- （２）小切手による支払いは、領収証がある場合のみ認めます。
- （３）即時決済性のある現金、デビットカード、電子マネー等による支払いについては、事情に応じて認める場合がありますが、証拠資料等によって補助事業者が支払いを実施したことが確認できること

が必要です。また、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、見積書、発注日を確認できる資料、納品を確認できる資料、請求書以外にも取引情報に関する資料の提示を求められることがあります。

- (4) クレジットカードによる支払いについては、真にやむを得ない場合のみ認める場合がありますが、ポイント発生の有無や決済完了状況を確認するために、上記と同様の証拠資料等を求めます。また、クレジットカードによる支払いは補助対象期間中に引き落としが確認できる必要があります（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払いを完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品等購入も対象外です。リボルビング払いの物品等購入も、補助事業期間中に当該物品等購入代金の支払いが完済し、かつ、第三者による証明がなされない限り対象外です。）

## II 申請方法

### 1 申請書類

次の書類をご提出ください。なお、必要に応じて追加資料をご提出いただく場合があります。

- (1) 堺市オープンファクトリー推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 役員情報届出書（様式第1号の2、法人の場合に限る。）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支予算書（様式第3号）
- (5) 補助対象経費の内訳書
- (6) 補助対象経費の見積書（またはこれに相当する書類）の写し
- (7) 納付期限が到来している直近の事業年度に係る法人市民税（個人の場合は、直近の年度に係る市民税）の納税証明書（非課税の場合は、非課税証明書）の写し
- (8) 発行後3か月以内の現在事項証明書又は履歴事項全部証明書の写し（登記がない場合を除く。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

### 2 申請書類の入手方法

申請書類（様式第1号～第3号）の様式は、以下の堺市ホームページからダウンロードできます。ダウンロードによる入手ができない場合は、お問い合わせください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/dentosangyo/subsidy/openfactoryhojyo.html>

### 3 申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 補助対象経費の算出にあたっては、安易に満額とはせず、申請事業完了後の確定額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。
- (3) 補助金の交付決定は申請の先着順となります。

#### 4 申請方法

必要書類を地域産業課へ持参または郵送してください。（郵送の際は、レターパックライト等の送付履歴が分かる方法にしてください。）

（提出先）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1  
堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業課  
堺市オープンファクトリー推進事業補助金担当宛

#### 5 公募開始日

公募開始日：令和6年5月1日（水）（土・日・祝日を除く）

受付時間：9時00分～17時30分（正午～12時45分を除く）

※予算なくなり次第終了

### Ⅲ 補助金交付決定後の注意事項

#### 1 支払いの確認

実績報告において、請求書・領収証等の支払いが確認できる書類、成果品・事業実施中の写真・図面や契約書等の補助事業を実施したことが確認できる書類を提出していただきますので、整備・保管が必要となります。

#### 2 補助金額の確定

補助事業が完了し、実績報告として提出された書類を審査のうえ、補助金交付額が確定します。補助金確定額は、実際に支払われた補助対象経費をもとに算出しますので、補助金交付決定額より減額となる場合があります。実際にお支払いする金額は、補助金確定額となります。

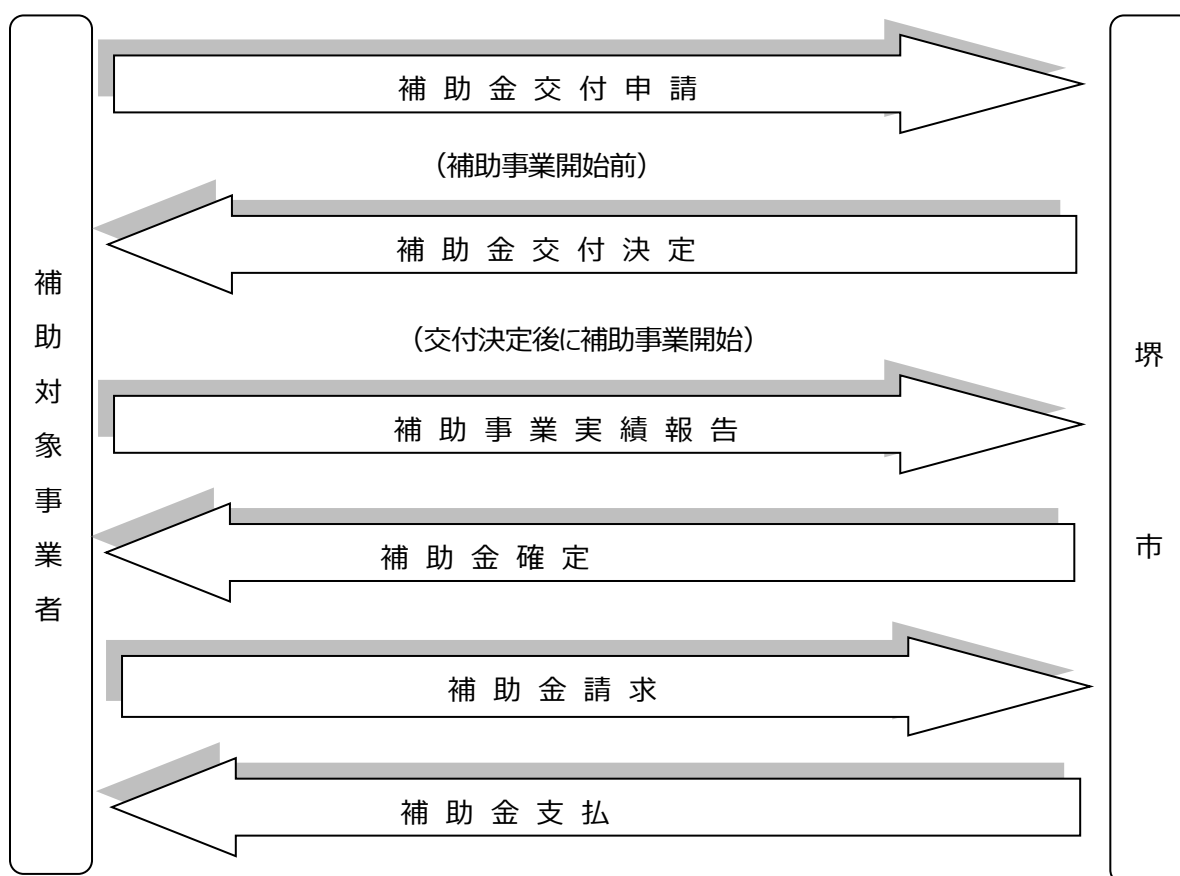
#### 3 事業実施経過の報告

補助事業の実施状況確認のため、補助事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを補助事業者の協力のもと行うことができるものとし、この場合において、補助事業者は調査及び聞き取りに対し協力してください。

#### 4 事業計画や購入品の変更

実際に実施する事業が申請の際計画されていた事業から変更された場合や、購入品を変更する際は、本補助事業について変更の手続きをしていただく必要があります。変更の内容によっては、本補助事業の対象事業としては認められない場合がありますので、変更が生じる際は事前にご連絡ください。

## 5 申請手続きの流れ



## 6 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象期間中に補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 同一事業内容で国または他の地方公共団体、その他公的機関から補助金等の資金助成の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

## IV 補助事業完了後

補助金を活用した事業者については、次の(1)～(5)に掲げる事項にご協力をお願いいたします。

- (1) 補助対象者は、「ものづくり見学・体験スポット」  
(<https://sakai-openfactory.jp/>) の掲載にご協力ください。  
(未掲載の事業者)

- (2) 既に「ものづくり見学・体験スポット」HP に掲載されている事業者は、本 HP の周知のため、自社 HP や SNS で本 HP の紹介等についてご協力ください。
- (3) 積極的に見学者及び体験者を受け入れていただくようご協力ください。
- (4) 市の観光ルートになるようご協力ください。
- (5) 市のイベント等がある場合に、案内させていただくことがあります。その際、実演や体験のイベント等にご協力ください。